



会 務 通 信

W e b 版

No.311

【令和3年4月号】

会員数 / 個人会員 1,083 名
法人会員 52 法人 (3月1日現在)

愛知県土地家屋調査士会 令和3年3月26日発行

- ◆ 土地所有権放棄 **会長 伊藤直樹**
- ◆ 境界問題相談センターニュースNo.35
- ◆ 総務財務部会報告 **総務財務部理事 後藤寛明**
- ◆ 企画部活動報告 **企画部副会長 梅村 守**
- ◆ 研修部会報告 **研修部理事 水野晃子**
- ◆ 広報部活動報告 **広報部理事 所 圭一**
- ◆ 第3回定例研修会開催報告 **研修部理事 那須真一郎**
- ◆ 筆界調査委員能力担保研修を受けて
筆界調査委員 竹内良太
- ◆ あいち境界問題相談センター運営担保研修報告
副委員長 岩井豊明
- ◆ 連載 ～歩み～ 第10回川合和也先生（一宮支部）
- ◆ 70周年記念誌発刊について
- ◆ ホームページリニューアルのご案内
- ◆ 事務局からのご案内 ◆ 編集後記
- ◆ 会費引落とし金額のお知らせ



土地所有権放棄

会長 伊藤 直樹

所有者不明土地。このテーマはなんとといっても10年前の東日本大震災がきっかけでした。復興事業の支障となる用地買収、道水路や堤防等の設備設営が明るみとなり、所有者の確知をできない土地がいかに多いことか。

各種、対策法制が打ち出されてきました。

そして今国会では、満を持して新法が創設されます。

「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（案）」

当然、これまで、民法相続編に規定されている被相続人の全遺産を放棄する条項は存続します。（民法第959条等）



昨今、土地利用ニーズの低下等により、相続したものの土地を手放したいと考える人が増加しています。「負動産」という言葉を目にするようになりました。特に相続を契機として、土地を承継することに消極的で、結果、取得した地権者として負担を感じ、管理することにも消極で不全化を招いています。今なお、原野商法の被害にあつて、文字通り二束三文の土地で、売ろうにも売れない相続対象の土地も膨大に控えています。

この法律は、このような背景のもと、相続又は遺贈（法定相続人に対する遺贈に限る）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度をうたいます。

但し、管理コストを国に転嫁したり、土地の管理をおろそかにするモラルハザードの恐れを考慮し、一定の要件を設定し、法務大臣が要件を審査することになります。よって将来、所有者不明化、管理不全化の予防を目指すものです。

そこでまずは、承認申請そのものがない土地として列挙しています。

ア．建物の存する土地

イ．担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地

ウ．通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地

エ．土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地

オ．境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

※ 筆界が特定されていること。境界が明らかでない土地は申請できず却下です。

また、承認する土地としては以下の土地に該当しない土地である他に、通常の管理又は処分をするにあたり、過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めます。

カ．崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの

※ 危険な崖地については、国庫帰属させるのではなく、引き続き国土管理の観点から行政的な措置をとって対応。

キ．土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地

ク．除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地

ケ．隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの

運用において、国や地方公共団体に対して承認申請があつた旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用を確保することもうたわれます。

どのような手続になるのでしょうか。ここで国庫帰属までの一連の流れをみていきます。

① 承認申請をする。

申請権者は上述の通り、相続又は遺贈により土地を取得した自然人です。従来は相続税の代替として土地の物納を税務署経由、財務局に申請していました。今回も最終的な国庫帰属先・事後管理は財務局が担当することになるでしょう。

ちなみに物納の場合、20 年以上前にバブル崩壊後の売値より路線価額の方が高いという逆転現象が生じ、何十億分の土地が平成 4～10 年の頃、東海財務局に持ち込まれ、さらには財務省によって国有宅地売払セールが行われました。約 100 m²単位で分譲する為の嘱託分筆登記も随分申請されたものです。

② 法務大臣（法務局）による要件審査＝行政処分。

審査手数料に加え、土地の性質に応じた標準的な管理費用を基に算出した 10 年分の土地管理費相当額を、負担金として徴収されます。

法務省の説明用資料には、200 m²の宅地の 10 年分の管理費用は約 80 万円程度とあり、柵、看板設置費用や帰属後の草刈りや巡回費用に充てるとしています。

詳細は政令で規定されます。

③ 法務局は対象土地の実地調査権があり、国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることが出来ます。

恐らく、財務局を指していると思いますが、現在財務局では、既に国庫帰属を申立てられ相続人不存在、不在者財産管理等による、家裁から持ち込まれている土地の審査、管理にオーバーフロー状態であると聞き及んでいます。今後の政省令の中で、土地家屋調査士が活躍できるよう、進言していかなければいけませんね。

その他、条文（案）からは読み取れないのですが、この申請者はその申請に先立って売却処分を試みなければならないとした中間試案の記載は、一定の審査手数料や管理費用を納付することが必要であることに照らすと、まずは売却等の処分を試み、それでも買い手がつかない場合に、本制度は利用される事として、あえて売却等の試みが行われた事を要件から外したと思われます。

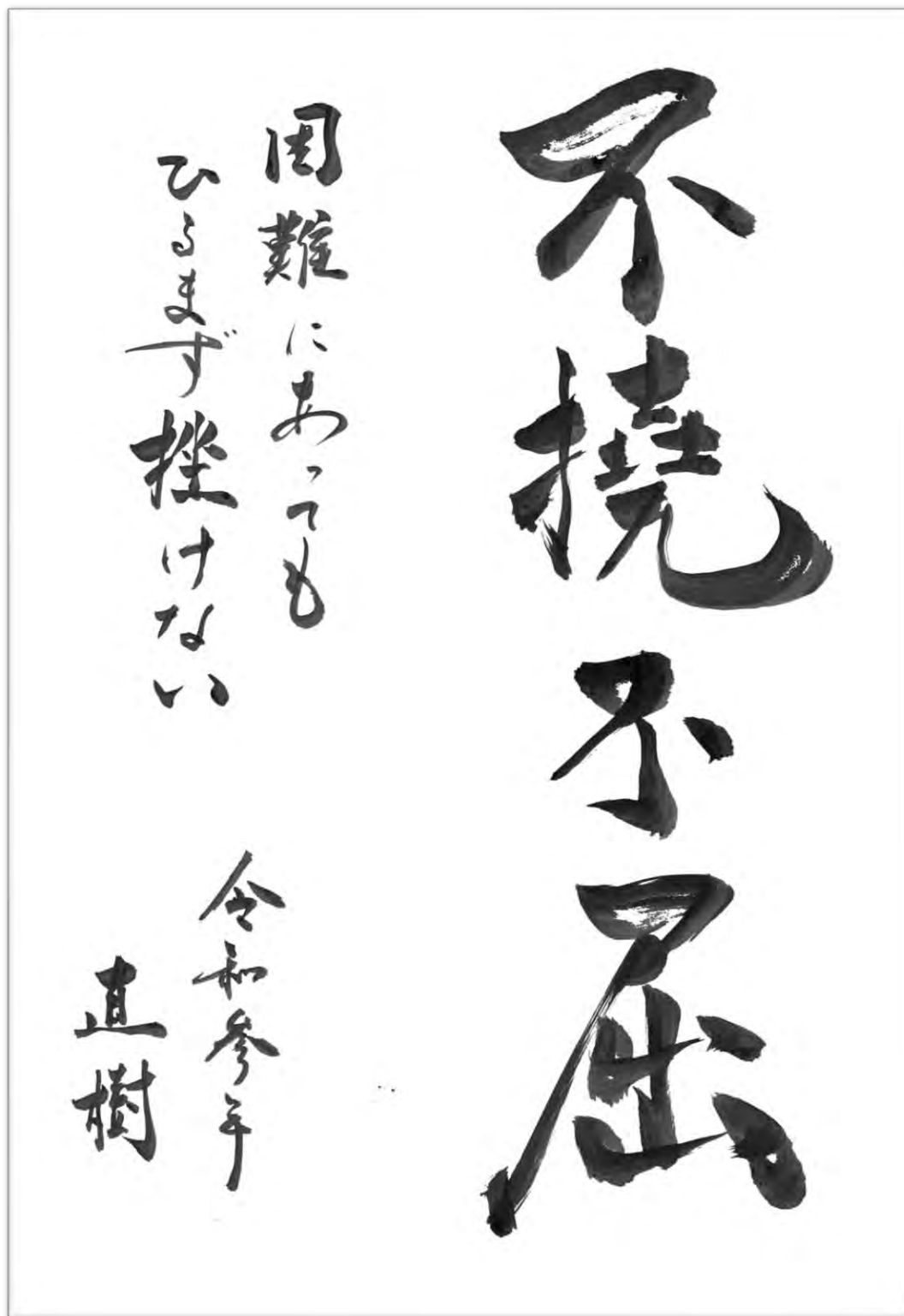
しかし、一定の経費を支払って、更には確定測量や家屋、構築物を除去し、樹木の伐採伐根も処理の上に、更地として国に引き取ってもらうには、実際の運用が法務局窓口で始まると、相続税物納以上にトラブルや行き違いが発生することが推測されるでしょう。

土地家屋調査士、又は司法書士は、この申請にどのように関与することが出来るか。今後の政省令を看守してまいりましょう。

④ 国庫帰属

法務大臣の承認の後、一定の期間内に管理費用を全額納付した時点で、土地の所有権は国庫に帰属します。

以上、この承認申請に係る新法が今国会にて成立するまでに、コロナ禍が収束していつてくれる事を祈念します。



相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案要綱

第一 総則

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地（相当な努力を払ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない土地をいう。）が増加していることに鑑み、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）（以下「相続等」という。）により土地の所有権又は共有持分を取得した者等がその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設し、もって所有者不明土地の発生を抑制を図ることを目的とすること。（第一条関係）

第二 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続

一 承認申請

1 土地の所有者（相続等によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限る。）は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を申請することができるものとする。（第二条第一項関係）

2 土地が数人の共有に属する場合には、1の規定による承認の申請（以下「承認申請」という。）は

、共有者の全員が共同して行うときに限り、することが出来るものとする。この場合においては、1の規定にかかわらず、その有する共有持分の全部を相続等以外の原因により取得した共有者であっても、相続等により共有持分の全部又は一部を取得した共有者と共同して、承認申請をすることができるものとする。 (第二条第二項関係)

3 承認申請は、その土地が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものであるときは、することができないものとする。 (第二条第三項関係)

- (1) 建物の存する土地
- (2) 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- (3) 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地
- (4) 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地
- (5) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

1 承認申請をする者（以下「承認申請者」という。）は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書及び法務省令で定める添付書類を法務大臣に提出しなければならないものとする。こと。（第三条第一項関係）

(1) 承認申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 承認申請に係る土地の所在、地番、地目及び地積

2 承認申請者は、法務省令で定めるところにより、物価の状況、承認申請に対する審査に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならないものとする。こと。（第三条第二項関係）

三 承認申請の却下

1 法務大臣は、次に掲げる場合には、承認申請を却下しなければならないものとする。こと。（第四条

第一項関係）

(1) 承認申請が申請の権限を有しない者の申請によるとき。

(2) 承認申請が一3又は二の規定に違反するとき。

(3) 承認申請者が、正当な理由がないのに、五の規定による調査に応じないとき。

2 法務大臣は、1の規定により承認申請を却下したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならないものとする。 (第四条第二項関係)

四 承認

1 法務大臣は、承認申請に係る土地が次の(1)から(5)までのいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならないものとする。 (第五条第一

項関係)

(1) 崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの

(2) 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地

(3) 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地

(4) 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの

(5) (1)から(4)までに掲げる土地のほか、通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの

2 1の承認は、土地の一筆ごとに行うものとする。 (第五条第二項関係)

五 事実の調査

1 法務大臣は、承認申請に係る審査のため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができるものとする。 (第六条第一項関係)

2 1の規定により事実の調査をする職員は、承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の現地調査をすること、承認申請者その他の関係者からその知っている事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他承認申請に係る審査のために必要な調査をすることができるものとする。 (

第六条第二項関係)

3 立入調査について、所要の規定を設けるものとする。 (第六条第三項から第八項まで関係)

六 資料の提供要求等

法務大臣は、五1の事実の調査のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共

団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、資料の提供、説明、事実の調査の援助その他必要な協力を求めることができるものとする。こと。（第七条関係）

七 承認に関する意見聴取

法務大臣は、四一の承認をするときは、あらかじめ、当該承認に係る土地の管理について、財務大臣及び農林水産大臣の意見を聴くものとする。こと。ただし、承認申請に係る土地が主に農用地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）又は森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）として利用されている土地ではないと明らかに認められるときは、この限りでないものとする。こと。（第八条関係）

八 承認の通知等

法務大臣は、四一の承認をし、又はしないこととしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならないものとする。こと。（第九条関係）

九 負担金の納付

- 1 承認申請者は、四一の承認があつたときは、四一の承認に係る土地につき、国有地の種目ごとにその管理に要する十年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金銭（以下「負担金」という。）を納付しなければならないものとする。 （第十条第一項関係）
- 2 法務大臣は、四一の承認をしたときは、八の規定による承認の通知の際、法務省令で定めるところにより、併せて負担金の額を通知しなければならないものとする。 （第十条第二項関係）
- 3 承認申請者が二に規定する負担金の額の通知を受けた日から三十日以内に、法務省令で定める手続に従い、負担金を納付しないときは、四一の承認は、その効力を失うものとする。 （第十条第三項関係）

十 国庫帰属の時期

- 1 承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時において、四一の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属するものとする。 （第十一条第一項関係）
- 2 法務大臣は、四一の承認に係る土地の所有権が一の規定により国庫に帰属したときは、直ちに、その旨を財務大臣（当該土地が主に農用地又は森林として利用されていると認められるときは、農林水

産大臣)に通知しなければならないものとする。 (第十一条第二項関係)

第三 国庫帰属地の管理

一 第二の十一の規定により国庫に帰属した土地(以下「国庫帰属地」という。)のうち、主に農用地又は森林として利用されている土地(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する国有財産の所管換がされたもの又は他の法令の規定により農林水産大臣が管理することとされているものを除く。)は、農林水産大臣が管理し、又は処分するものとする。 (第十二条第一項関係)

二 一の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に農用地として利用されているものの管理及び処分については、農地法第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十九条の規定を準用するものとする。 (第十二条第二項関係)

三 二において準用する農地法第四十六条第一項又は第四十七条の規定による農用地の売払いを原因とする所有権の移転については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しないものとする。 (第十二条第三項関係)

第三項関係

四 一の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているものの管理及び処

分については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二章（第七条を除く。）の規定を準用するものとする。こと。（第十二条第四項関係）

第四 雑則

一 承認の取消し等

1 法務大臣は、承認申請者が偽りその他不正の手段により第二の四1の承認を受けたことが判明したときは、第二の四1の承認を取り消すことができるものとする。こと。（第十三条第一項関係）

2 法務大臣は、国庫帰属地について1の規定による承認の取消しをするときは、あらかじめ、当該国庫帰属地を所管する各省各庁の長（当該土地が交換、売払い又は譲与（以下2及び3において「交換等」という。）により国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。3において同じ。）でなくなっているときは、当該交換等の処分をした各省各庁の長）の意見を聴くものとする。こと。（第十三条第二項関係）

3 法務大臣は、1の規定による承認の取消しをしようとする場合において、当該取消しに係る国庫帰属地（交換等により国有財産でなくなっている土地を含む。以下3において同じ。）の所有権を取得

した者又は当該国庫帰属地につき所有権以外の権利の設定を受けた者があるときは、これらの者の同意を得なければならないものとする。 (第十三条第三項関係)

4 法務大臣は、1の規定により第二の四1の承認を取り消したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を第二の四1の承認を受けた者に通知するものとする。 (第十三条第四項関係)

二 損害賠償責任

第二の四1の承認に係る土地について当該承認の時に第二の一3(1)から(5)まで又は第二の四1(1)から(5)までのいずれかに該当する事由があつたことによつて国に損害が生じた場合において、当該承認を受けた者が当該事由を知りながら告げずに第二の四1の承認を受けた者であるときは、その者は、国に対してその損害を賠償する責任を負うものとする。 (第十四条関係)

三 権限の委任

1 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、その一部を法務局又は地方法務局長に委任することができるものとする。 (第十五条第一項関係)

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一

部を地方農政局長又は森林管理局長に委任することができるものとする。 (第十五条第二項関係)

3

2の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができるものとする。 (第十五条第三項関係)

四 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項については、政令で定めるものとする。 (第十六条関係)

第五 罰則

一 第三の二において準用する農地法第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。 (第十七条第一項関係)

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して一の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して一の罰金刑を科

するものとする。 (第十七条第二項関係)

第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。 (附則第二項関係)

愛知県土地家屋調査士会

境界問題相談センターニュース



No.35

現在のコロナ禍の中、当センターも、参集者の人数制限等の感染予防対策をして、調停や委員会を運営しています。

今回は、2月25日(木)開催の運営担保研修会の模擬調停でも利用した、今後の調停に利用できると思われる近未来型のドローンを利用したADR調停について藤田運営委員に解説していただきます。

UAV（ドローン）による写真測量のADRへの活用を考える

運営委員 藤田 昌宏

1. UAV (Unmanned Aerial Vehicle 無人飛行機、通称ドローン) はかつて軍事的な活用が多くを占めていましたが、近年は技術の進歩や機体が比較的安価に手に入るようになったことから、空撮業務以外にも、驚くべき速さで様々な分野でドローンの活用が進められています。代表的なものとしては農業（農薬散布）、物流、監視、点検、測量などがあげられます。
2. 私は、土地家屋調査士になって13年を超えましたが、名古屋市北区に事務所をおいていることもあってか、主に市街地の300㎡以下の土地の境界確定の依頼が多く、広大地の測量や山間部での測量の依頼は決して多くありませんでした。
3. 2017年に京都の土地家屋調査士がドローンを利用して測量を行っていると聞いて大変、興味を持ち、私も、早速、ドローンスクールに通い、ドローンの操作を身につけました。その時、ドローンで撮影した写真から作成した3D点群データ（XYZの座標を持った点の集まり）をインストラクターの方に見せてもらい、強い衝撃を受けました。そして、非常に複雑な地形も無数の点の集まりによってリアルに再現されていることに非常に可能性を感じ、当初は点群データを用い土地形状の計測と図化に重きを置いていましたが、何とか土地家屋調査士が普段から携わる境界確定測量にも生かすことはできないかと考えました。

4. 従来のトータルステーションを用いた山間部での測量は、尾根や谷の形状、植生の変化などを敏感に読み取らなければならず、経験豊富な技術者が何日も山を歩き回り測量をしなければ筆界の確認を行うのは困難でした。

5. しかし、ドローンを自動航行させて取得した大量の写真を合成して作成した世界測地系を持ったドローン写真（オルソ画像）に、公図や測量図を張り付けることによって、山間部や広大地の境界確定測量に凄まじい威力を発揮することが分かりました。地上からでは到底わからない地形を上空から撮影した写真によって、一般の方でも容易に PC 画面で確認することができるのです。

（ドローン写真）



6. また、世界測地系の座標を持たせることにより、トータルステーションを用いて現地に正確に境界杭を設置することができますし、高齢のため現地での立会確認が難しい方やコロナ禍においては密を避けるための遠隔地からの WEB 調停にも十分な威力を発揮するものと考えられます。WEB 調停では、3D 点群データをパソコンに表示し、VR 技術を活用することにより、あたかも現地にいるかのように境界を確認することができますから、ADR による境界紛争の解決のための大きな一助となると思います。

利用料金改正のお知らせ

令和3年1月27日から

申立費用	3,000円
期日費用 初回申立人のみ	7,000円
成立費用	100,000円

※上記金額には別途消費税が加算されます。

(あとかき)

今年、利用料金も改正され皆さんがより利用しやすい相談センターになりました。

藤田運営委員のドローンや3D測量を利用した測量技術もあつという間に進歩して今後は調停が何度も現地に立会うことなくPC上に表示してZoomを利用してオンラインで出来るようになると思います。

レ点チェックするだけの簡単な申立書を用意しております。

会員の広場の【業務に関する書式・様式集】からダウンロードしてご利用ください。

(運営委員 藤曲 泰樹)

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

臨時総会を終えて

総務財務部理事 後藤 寛明



1期2年がもうすぐ終わります。今年度は会務の3分の2が新型コロナウイルスによる影響で通常の会務運営ができない状態でした。

総務財務の会務内容としては通常総会の準備や次期の委員等について議題に上がっています。

次期の会長、副会長の立候補の届出も終わり、定数であったため役員選挙が行われず正直ホッとしています。問題が起こらないよう準備をしていましたが、実際にやってみないとわからない事はたくさんあります。臨時総会もいざ開催してから分かった反省点がありました。令和3年5月28日（金）の定時総会は、通常どおり開催できるように準備を進めていく予定ですが、昨年と同様にオンライン配信や、もっと違う形で行われる可能性もあり直前になるまでわかりません。

最近、地元の犬山市が全国ニュースで少し取り上げられました。お笑い芸人のロンドンブーツ1号2号の田村淳氏が東京オリンピックの聖火ランナーを辞退するという発言です。

僕自身、東京オリンピックには正直興味がありません。ただ、もし昨年、東京オリンピックが行われていたら、犬山祭の次の日に田村氏が犬山の城下町を走り、犬山祭の車山を出す予定でしたので、通常2日間のお祭りが3日間出来ると思っていました。しかし、コロナの影響により実現しませんでした。（犬山祭りを詳しく知りたい方はYouTube「犬山祭 2019 枝町」で検索してみてください、私も少し写っています。）

遠くのオリンピックより、地元のお祭りの方が私は興味も関心もあります。

オンラインでの会議、効率的な会務運営、これはこれからの時代には絶対必要にはなります。ただ全部がオンラインではなく、必要に応じて参集型の会議も絶対に必要だと感じた1年でした。

会長、副会長は決まりましたがその他の役員はこれから選出されます。通常の会務運営にはまだ戻れませんが、組織改革もあり沢山考えることがある年になるでしょう。その中でオンライン、参集型、ハイブリット等、その都度会議の開催方法が毎回議題に上がってくる時代に突入しました。どのような形であれコミュニケーションの取りづらさもありますが、その時代にあった方法で会務を進めていただければと思います。

最後に犬山には犬山祭以外にも石上げ祭りや花火大会、木曽川鵜飼、明治村、リトルワールド、入鹿池（世界かんがい施設遺産）がありますので、落ち着いたきましたら一度観光に来てみてください。犬山城もよろしくお願いします。

企画部活動報告

企画部副会長 梅村 守



令和3年3月3日（水）、今年度最後の企画部会が以下の議題についてリモートで行われました。

詳細は、[愛知会ホームページ](#)>[会員の広場](#)>[部会報告](#)>[企画部会](#)をご覧ください。

議題1 報告事項

- ・筆界調査委員能力担保研修の結果について
- ・中部地籍研究委員会の今後の存廃を含めた方向性について
- ・地域福利増進事業（稲沢市祖父江町案件）について
- ・自己評価達成率について

議題2 事業経過報告及び次年度事業計画について

- ・業務サポートセンター受付状況の総会資料掲載について

議題3 次年度予算について

議題4 各委員会報告

議題5 その他

さて、企画部所管の令和元年度から本格稼働した業務サポートセンターと名古屋市測量履歴の照会制度についてここで少し触れたいと思います。

まず**業務サポートセンター**ですが、令和元年8月からの本格稼働から今年2年目ですが、令和元年度は30件、令和2年度は、2月末の時点で、51件の相談数となっています。各支部から2名（新城支部は会員数の関係で1名）の経験豊富な相談員が業務で多忙な中、相談対応に当たって下さっています。相談員の皆さまにはこの場をお借りしてお礼を申し上げます。経験の浅い会員の方からベテランの先生まで幅広く利用していただいています。来年度の定時総会資料には、相談の概要を掲載します。

また、**名古屋市測量履歴**については、昨年9月に名古屋市から追加でデータをいただき、平成21年度～令和元年度まで、11年間分のデータ（約6万6千件）となりました。照会件数も令和2年度は、2月末の時点で241件となり、平日において、毎日1件の照会がある計算となります。多くの会員の皆さんに利用していただいています、まだ内容をよくご存じでない方もみえます。照会の仕方や照会を受けたときの対応について愛知会ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

愛知会ホームページ

>[会員の広場](#)>[ダウンロード](#)

>[業務に関する書式・様式集](#)>[名古屋市内の測量履歴](#)>[測量履歴照会方法](#)

最後に、名古屋市道路利活用課から要綱改正のお知らせが届きました。変更点は以下の通りです。（愛知会ホームページ＞会員の広場に掲載済）

1. 変更点

- (1) 申請書（第1号様式）の添付書類に、筆界特定書や筆界特定図面を追加
- (2) 立会確認報告書（第8号様式）に添付する隣接地等立会確認書の押印廃止
（署名のみに、ただし社名や氏名がゴム印の場合は押印も必要）

2. 時 期

令和3年3月1日より

（経過期間として令和3年4月末までは従前の様式でも構いません）

3. その他

- ・立会委任状況確認書（第7号様式）の日付欄を削除しました。
（作成者の職・氏名等の記入も不要です）
- ・名古屋市のホームページでも様式は入手できます。

研修部会報告

研修部理事 水野 晃子



令和2年度は新型コロナウイルスに翻弄される1年でした。本会においても支部においても、計画に基づいた事業執行ができなかったように思います。

そんな中、定例研修においては、全3回の研修を開催することができ、そのうち2回がYouTube配信となりました。2回とも参集を前提に準備をしていたため、参集型中止の決断から、録画、編集、配信、視聴の確認方法の検討などバタバタしましたが、視聴した会員の方には好評のようでした。日時・場所に縛られず、巻き戻すことも、繰り返し視聴することも可能であることは、配信形式の利点です。このコロナ禍の収束以降も、研修形態の一つとして、配信形式とする研修の企画、開催は必須だと感じています。また、参集型研修会においても可能な限り録画を行い、愛知会版eラーニングの構築が理想だと思います。

入会時研修はZoomを利用して行いました。こちらはオンライン形式とはいえ、生配信ですので、日時が限定されてしまいます。開業直後で事務所内のネットワーク環境が整っ

ていない、あるいは、法人のため事務所内では受講しづらいなどの理由から、数名が来会し、受講しています。入会時研修は、登録後初めての研修であり、そこに集まる受講者は同期といえるメンバーです。私個人の考えですが、だからこそ、可能な限り本会に集まり、対面し、名刺交換などして繋がりを持つ場になって欲しいと思います。入会時研修は受講者も少ないですし、感染対策を万全にして、参集型の開催を再開できればと思います。

さて、令和3年3月3日に令和2年度第12回研修部会を開催し、次の項目について協議しました。

- 1 第11回常任理事会（2月12日）開催報告
- 2 年次研修準備委員会開催報告と3月20日（土）の研修予定について
- 3 第3回定例研修会の視聴者数とアンケート結果について
- 4 境界シンポジウムの反省点等について
- 5 タウンミーティング（2月24日）の反省点等について
- 6 新入会員業務研修実施予定について
- 7 令和2年度の事業経過報告について
- 8 令和3年度の事業計画案と予算案について
- 9 会務マニュアルの修正について
- 10 研修映像記録の保管方法について
- 11 役員給与規程の改正について
- 12 旅費及び業務等弁償費規程の改正について
- 13 今後の定例研修会におけるeラーニングの活用について
- 14 その他

協議内容の詳細につきましては、本会ホームページ「会員の広場」内の部会報告にてご確認ください。

広報部活動報告

広報部理事 所 圭一



3月に入り、春らしい気候になったと感じています。外業がしやすく快適な季節ですが、花粉症の私にとっては、油断して外にいと涙と鼻水が止まらなくなる可能性のある注意が必要な季節でもあります。

本年3月で東日本大震災から10年の節目を迎えます。私は震災当時、10年後に世界がコロナ禍に飲み込まれるとは想像もしていませんでした。思えば、東日本大震災の約10年前の東海豪雨の時も、約10年後に大地震が起こるとは予想していなかったと思います。自然災害や環境変化はいつ起こるかわからない、先の読めない世の中ですが、過去の出来事を教訓として生活をしていかねばと節目に際し、思いを新たにしました。

以下、3月3日にWEB会議で開かれました第12回広報部会の報告をいたします。

愛知会ホームページリニューアルについて

リニューアルに向け、最終調整を行っております。トップページに動きのある今風のデザインを取り入れ、バナー等も見やすくなるなど、会の顔としての役割を果たしてくれると期待できるものに仕上がったと思います。公開までもうしばらくお待ちください。

70周年記念誌について

印刷業者への発注を終え、納品待ちとなっております。皆さまのお手元には年度末から年度初めくらいにお届けできる予定です。

広報グッズについて

次年度にグッズ作成を行うかどうかの検討をしております。広報グッズの作成案など、ご要望がありましたら広報部までお寄せください。

地図読み人について

2月5日開催のあいち境界シンポジウムの講演録として現在、編集作業を行っております。5月発刊を目指して編集作業を継続します。

令和 2 年度第 3 回定例研修会開催報告



研修内容・講師

第 1 部「UAV(ドローン)、

3D スキャナーを使用した最新 3D 測量について」

～世界測地系の 3D 点群データを駆使して新たな価値の創造を！～

講師 名古屋北支部会員 藤田昌宏

第 2 部「失敗に対する反省」

講師 会長 伊藤直樹

日時・会場・出席数

日時 令和 3 年 2 月 10 日（水）～同年 3 月 14 日（日）

場所 WEB による YouTube 配信

出席者数 アンケート回答 142 名 YouTube 視聴者数推定 354 名（参考）

今回の定例研修会について、愛知県等に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを鑑み、当初の予定を変更し、YouTube 配信による研修を行いました。また、年度末のためか視聴数が少なかったため配信期間を延長しました。

第一部の研修内容について、ドローンを飛ばし 3D 点群データを駆使して測量するという今までとは全く違う測量方法についてご講義いただきました。

広大な土地を短期間で測量できることや断崖絶壁等、危険な区域でも測量することができることに驚きました。設備も安価になれば近い将来、利用する人も多くなるのではないのでしょうか。

第二部の研修内容について、渋沢栄一氏の著書「論語と算盤」では、修養を通して自分の人生を豊かにし、商売を繁盛させるにはどうしたらいいか、また、豊田章男社長の失敗、反省を生かし違う形態に変化していったこと。私たち土地家屋調査士にとってどのように参考になるかを講義していただきました。

令和 3 年度は、年 4 回程度の定例研修会を計画・開催し、出来る限り補助者の参加できる機会を設ける予定です。また、感染症の拡大が落ち着いた平常時でも WEB を利用した研修実施方法について検討し、会員の要望に沿った研修を行います。

いつもアンケートの回答にご協力いただきありがとうございます。もちろん、全て目を通しています。これからもより良い研修会にしたいのでこれまで以上によりよろしくお願いします。

（研修部理事 那須 真一郎）

筆界調査委員能力担保研修を受けて



令和3年2月18日（木）に筆界調査委員能力担保研修会が開催されました。

当初は、ウイंकあいちにおいて参集型で開催予定でしたが、コロナ禍のため、ZoomでのWEB研修となりました。

最近ではWEB研修が当たり前となり、参加する側としてはすんなりと参加できるようになりましたが、話をする側としてはどのような事を感じて話をされるのかなと余計な事を考えながら司会者の挨拶を聞いていました。

名古屋法務局民事行政部不動産登記部門 筆界特定室表示登記専門官 西野満氏が講師として話され、私が先日まで関わっていた事案の担当者でもあったため、これまでの研修とは違った意味で親しみや興味がわきました。

冒頭では、コロナ禍における筆界特定室での態勢や申請状況、地籍調査における地方公共団体による筆界特定制度の利用などについて説明があり、その後に本題へと入りました。

筆界特定手続きの流れから始まり、事例紹介では委託測量を主に話していただきました。私としては委託測量の見積書を提出したのが1件だけであり、実際に委託測量を受けたことがないので、測量範囲や点数の計上について参考となりました。また、筆界を判断するための、古い図面との重ね図の作成や様々な資料の読取り等の説明では、私が担当した事案を思い出し、比較しながら聞いていました。

休憩後の後半では事前に提出された質問やZoomでの参加者からの多種多様の質問事項に答えていただきました。

研修の中で扱われた事案や質問事項を聞いて改めて感じたことは、同じ土地や同じ所有者は無く、事案ごとにそれぞれ特質があるという事でした。当たり前かもしれませんが、このような研修は、多くの事例に触れて考え、様々な考え方や手法を参考とすることで筆界を探究する我々の能力を伸ばすために意味があるのだと思いました。

また、筆界特定調査委員は法務局長の任命による非常勤の公務員ですが、自分は筆界特定調査委員として法務局の考え方や思いを十分に理解しているとは自信を持つては言えません。筆界特定室の生の声を聞いて理解し、我々の知識と経験を生かしてこそこの制度の発展があると思います。研修の中でもありましたが、新しい技術や法改正、またコロナ禍という事もあり、周りの環境の変化に合わせた自己研鑽も必要なのだと感じました。

（筆界調査委員 竹内良太）

あいち境界問題相談センター運営担保研修報告



どこもかしこも人が参集する企画はコロナ禍の影響で思うように集ることができないことがほとんどです。影響といえば大抵が悪影響です。吉ととらえるか凶ととらえるかはその人しだいというところでしょうか。ご多分に洩れずあいち境界問題相談センターも調停、研修、委員会すべてにおいて、その影響を受けることとなりました。そのため、今回は、例年にない試みとして、今後の活用を見込んだ調停そのものをWEBで行う企画となりました。これはコロナ禍のおかげというべきでしょう。

— 令和3年2月25日ADR運営担保研修 —

当センターの調停は、申立側と相手側それぞれの当事者が調査士会館の調停室に集ってもらい調停人が各々からその主張を聞いていました。

しかし、今回のWEB模擬調停では、遠隔地から調停に参加してもらって調停を実施しました。脚本は、運営委員の福本弁護士に練っていただきました。福本弁護士ご自身はメイン弁護士調停人を演じ(?)、他の配役は委員の特徴を掴み、比較的その人に合う役柄を選出していただきました。



壁谷専務理事、藤田委員、福本弁護士、藤曲委員



都築委員、川合理事、黒澤弁護士

研修では、調停人側（福本弁護士、藤曲委員、藤田委員）が3階調停室(左上写真)、相手方とその子息（川合理事、都築委員）、その弁護士代理人（黒澤弁護士）は2階会議室(右上写真)、そして申立人（山内委員）は東三河の田原市(次頁左上写真)、その補佐人の調査士（夏目委員）は新城市の事務所(次頁右上写真)からWEB上で調停に参加しました。



山内委員



夏目委員

参加型で行うものとは一味違い、遠隔地から行うという設定にリアリティが感じられました。紛争箇所はドローンによる空撮（藤田委員が撮影）で問題となる境界を示し、現地に行かなくとも画面上でお互いが現状を理解できるというものです。

裏方で画面操作、音響操作を担当した阪野総務部長は、音声が続かないだろうかとかかなり神経を使っていた様子でした。その緊張感が調停開始前から伝わってきました。申立人の娘役である事務局壁谷専務（右写真）は、申立人父と同居しておらず、こちら（調査士会館）で調停に参加し、久しぶりに親子がWEBで対面するというストーリーです。



壁谷専務理事

和解後の父と娘の会話は、切り詰められなくてもよい部分ではありますが、役処を演じることでちょっとした笑いを誘うむしろ外せない場面になっています。

皆さん華麗に配役をこなし無事終了となりました。おそらく視聴された皆さんにとっても興味をもって参加できた研修になったのではないのでしょうか。当日視聴できなかった方は、再視聴できますので是非ご覧くださいませ。

当日の研修は、

第1部「できる調査士の紛争解決能力」

宅建業の立場から土地家屋調査士の業務はこうあるべきものと、いつもと違う観点で伊藤会長にご講演いただきました。

第2部「現在の申立案件の概要と検証」

今年度の申立事例のなかから数例、事件の特徴などを都築委員、壁谷専務理事に報告してもらい、ポイントを北條委員長に解説いただきました。



伊藤会長



岸田副会長

第3部「手続きの流れ」

相談センターのフローチャート図を示し、新しい費用規定の説明を加えました。(藤曲委員)

「WEB 模擬調停」終了後に担当の岸田副会長より WEB を活用した調停についてのポイント、所見が述べられ、会員の活用を PR いただきました。

第4部「調査士会 ADR 総括！」

弁護士でありつつも土地家屋調査士会のセンター運営にはいつも情熱的でいらっしゃる北條委員長より ADR の活用についてご講演いただきました。「総括！」は「まとめ」と読みます。

このように相談センター運営担保研修は、弁護士の方々、役員、及び運営委員総動員で行なわれ、模擬調停の配役ではありませんが、それぞれの役割が発揮されたものとなりました。



北條委員長

— 今後につながるように —

まだしばらくは続くと思われるコロナ禍です。新型コロナウイルスは常に姿を変えながら様々なところへ広がっていきます。ウイルスは脅威ですが、メタファーとしては恰好のモデルです。

ADR が会員にとって日常的な意識のなかに備わり、それぞれの活用方法により利用が広がっていけば、これまでとは違った調査士像が姿を変えながら築かれるかもしれません。既成概念にしばられず、常に変わりながら切り拓いていく、そのような強さ、勢いも必要かと感じます。



今回の研修は、この時期にしかできない内容であり、いろいろと勉強になりました。今後は、また状況に合わせて変化していくことが必要だと思います。我々が活用しやすいセンターとして、今後につながるように一緒に考えていきましょう。

(あいち境界問題相談センター副委員長 岩井豊明)

愛知会の歩み ～重鎮先生に聴く～

愛知会には、これまで調査士業界に貢献され、影響を与えてきた先生方が多くいらっしゃいます。

その先生方のお陰で、70周年を迎えることができます。

これまで支部や愛知会、さらには調査士業界に貢献されてきた、あるいは影響を与えてきた重鎮の先生方のインタビュー記事を「歩み」と題して連載します。

各支部から選出された広報委員が、この先生の話を知りたいという素直な思いで、地元の重鎮先生の元へ出向き、これまで聞けなかった話や先生方の体験談などを記事にしています。

連載

歩み 第10回 かわい かずなり 川合 和也先生（一宮支部）

川合和也先生の経歴

平成 8 年 愛知県土地家屋調査士会入会

平成 13 年 愛知県土地家屋調査士会

筆界鑑定管理委員就任

平成 25 年 愛知県土地家屋調査士会一宮支部長就任

令和 元年 愛知県土地家屋調査士会

綱紀委員会副委員長就任

令和 元年 愛知県土地家屋調査士会相談室員就任

令和 元年 愛知県土地家屋調査士会相談役就任



1. 事務所にある貴重な（自慢の）資料を取材させてください。

自慢の資料なんてないよね。貴重な資料じゃなくて貴重な経験ということなら、名古屋法務局犬山出張所で1年間、一宮支局で2年間、一筆対差、地図整備作業を行ったこと。一筆対差をさせてもらって土地台帳とか和紙の古い図面だとか市町村の図面とか、もう何百枚と見させてもらって、法務局の地図がどういうものであ

るか、登記簿がどういうものであるか、現在、備わっているものがどういう状況なのか、業務に携わる者として勉強をさせていただいた。その経験はその後の業務に大変役立ってありがたいことをさせていただいた。

今の新しい先生方には、そういうことが登記簿や地図が電子化する前にあったことを、ちょっと知っていただきたいな。まあ、それぐらいかな。

2. 調査士になった理由、調査士の魅力、調査士の認知度を上げるために必要なことは何ですか。

調査士になった理由はね、大学のときにアルバイトしていた測量会社で、「土地家屋調査士という資格があって、測量の資格を持っているといいよ」と話を聞いて、その測量会社の知人に土地家屋調査士の先生がみえたので、その先生の繋がりで犬山の先生の補助者になったのが始まりで、そこで一から登記のことや、現場の仕事を覚えさせていただいた。あと、魅力ってなかなか伝えにくいよね。知名度を上げるのも。知名度なら、自分がしているのは、立会の時に、調査士はこういうことする仕事ですよという、広報用のパンフレットを、関係者に渡したり、土地家屋調査士は測量士と違いますよという話をしたりするぐらいかな。

魅力とは違うかもしれないけど、昔は依頼人からお願いできませんかって時代だった。今もそうなのだけど、昔は余計その意識が強いので、ありがとうございますってわざわざお歳暮送ってもらったりする人がちらほらみえたけど、そういうことをされると、喜んでもらったのだなっていうことが分かって良かった。今はそういうのが少なくなっているよね。

3. これまでの業務で一番思い出のある事件、失敗した事件の話を聞かせてください。

思い出のある事件は、平成の一桁代に地積更正分筆をした土地を、再度分筆したいという依頼があって、その内容で地積更正したときの立会った境界が一部違っているので、それを正しくしてから分筆してほしいという依頼だった。その詳しい話を聞くと、元筆の境界線がおかし

いっていう話なので、元筆の関係者に、隣地の人は新しい人に代わっていたけど、話を聞いてみたら、「当時の立会いの時、疑義がありながら境界を決めた」とのこと。隣地の新しい人もそのことを知っていて、しかも、現場へ行ったらもう既に話をつけて、測量図と違った位置に杭が設置してあった。関係者も皆、「杭はそれでいいです」ということなので、更正登記の更正登記になるけど、法務局と相談することもなく、関係者の再立会をして、登記を提出した。登記官とのやり取りは苦労したけど、登記が無事終わってほっとしたっていうのが、思い出というか、苦労した事件だね。

失敗した事件は、失敗したわけじゃないけど平成10年から12年頃、個人情報保護法がなかった時代の話なのだけど、ある先生から紹介されて業務にかかったけれども、依頼人に立会当日に来てもらったら、反社会的な認定を受けていそうな人で、黒塗りのベンツで3台ぐらい、若い衆5、6人連れてぞろぞろ来たわけ。隣地の人も誰も出てきてくれないので、依頼人に申し訳ないけど若い衆を全員、見えないところに離れてくれって、排除してから立会いをした。その時の反省として、やっぱり電話だけで受けるのはすごく危険だなと、その当時は、本人確認もあまりそう重視されない時代だし、依頼者本人で間違いなかったのだけど、やっぱり相手の顔見て、業務を受けた方がいいなっていう反省があった。

4. 登録された頃と今を比較して業務が楽になった点、煩わしくなった点を教えてください。

やっぱり機械の性能がよくなって、もうほとんど誰がやっても同じ成果があがるようになったこと。

煩わしくなった点はね、93 条報告書はより登記官に対して自分の行った業務を、分かるように図面などを余分に作らなきゃいかなかったのが煩わしいよね。93 条報告書作るのに 10 分、20 分では作れないので、1 時間とか、下手すれば半日かかっちゃう場合があるので大変だよ。でも今後、10 年ぐらい後のことを考えれば、必要なことだとは承知はしてるけどね。

5. 測量、調査する際に土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定された地域の慣習という点で留意されたご経験はいかがでしょうか。

特に注意や気を付けた方がいい地域、個別の地域じゃなくてね。気を付けた方がいいという案件の地域はね、山間部で大きな一筆から、附番が何百番とある土地。そういう土地は古い時代にやっているんで測量図がない。仮にあっても絵にかいたような図面が多い。周りも分筆地ばかりなのでどこが正しいのかよくわからないので、そういうところの確定測量とか、測量の調査をするときは、気を付けたほうがいいよ、私ならやらないけどね。

8. 自分の業務に影響があるかもしれない連合会、愛知会の役員を引き受けるということはどういうことなのか、役員の心構え等をお聞かせください。

若い方と年配の方と分かれると思うのだけど、引き受ける理由として、業務の環境を今の状況にしてもらえたのは先人の役員の方とか、先人の努力で今があるわけ。今、自分が仕事ができ

ているなら、今度は自分が将来の仕事をされる先生方のために少しは恩返しをするって意味で引き受けていただきたい。

6. 70 周年を迎え、これからの調査士、調査士会、調査士制度に贈る言葉をください。

調査士に贈る言葉としては、調査士になった以上は、プロ中のプロになってほしい。

具体的には、まず他のプロと同等に話ができるプロになるということ。新人同士で相談するのではなく、もう一つ上の人に聞くこと。

調査士会はそういった環境を作らないといかん。新旧の調査士によって考え方が一緒じゃない。古い時代のことを知っている人と古い時代を知らない人と同等に話ができるかと言ったらなかなかできない。当たり前の話、年寄りと若者の話と一緒に、その時代時代に生きているので、わからないところは当然聞かなきゃいかんし、古い時代の人には若い人のことはわからないから、若い人との接点がないと、だんだんと情報不足になって、わからないままになる。当然法改正などで研修しなければならないけど、研修にはそういう目的もあって研修しているはずだけ。

あと、よく調査士が現場で測量士さんとしか言ってもらえない。調査士と測量士との違いを明確にその人に言える、そういう調査士にならないといけないし、ただ筆界のことだけでなく、その先の話もしてあげないといけない。先の話って登記の話だよ。確定するまでは測量士でもできる。でも測量士はその確定した成果を公に登録する、つまり登記することはできない。でも我々はできるので、公の法務局という

機関にその成果を登録するメリット、デメリットを依頼人に説明して業務を完了するようにしないとね。そうしないといつまでたっても調査士は測量士って言われる。医者が患者に行うインフォームド・コンセントみたいに、依頼された事件で、最後の登記を行うかどうかは別にして、きちんと登記までのことを説明して納めないと知名度も上がっていかないし、信頼も得られない。

インタビューを終えて

和紙の図面も2種類ある。和紙自体も書き写している。書き写す時には筆界点を針で穴をあけて、そこを線で結んでおる。針の穴が開いている和紙は書き直している図面だから、針の穴のある図面というのは写しているときに小さい折れを省いて移していることがあるので、そういう前提で公図は見ないといけないよ。和紙がまっすぐならまっすぐが当たり前だと言って、やってくる先生もいるけど、そうじゃないこともあることを頭に入れてやらないといかんよ。

それに今の先生方は先に所有者に境界の認識を聞かない人が多いじゃないかな。最低限、依

頼人が、どこが境界かわかるのかだけは聞かないと、立会当日に言う人もいるので、そうするとガラッと境界が変わっちゃうので、それがちょっと欠けているのではないかなと思う。

時代が変わって、代が変わってくると「親からそんなこと一切聞いてない。そんな認識持ったことないのでわからん」という答えが多いけど、西本先生も言っているけど、人証を絶対に取りたくないかん。わからんのが答えなら、あとは資料しかないけど、所有者がここだってことが認識あるなら、ここだというところが資料を比べて、どの程度、整合性があるか、妥当なのかの判断ができる。でもそれも聞かずに行くと、調査士は資格者だから、関係者が資格者の言うことだからといって判子押しちゃう人もいる。後から言われて、もし登記まで終わっていたらどうにもならないので、さっき言った地積更正で、また更正登記しなきゃいけないので、気をつけなきゃいかんよ。

(広報委員 伊藤 卓)



場所 一宮支部事務所

日時 令和3年2月20日

インタビューー 一宮支部 伊藤 卓 広報委員

70 周年記念誌の発刊について

本年度は土地家屋調査士制度制定 70 周年を迎えました。しかしながら世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、予定していた事業の中止、縮小を余儀なくされており、周年事業として大々的に土地家屋調査士を PR することや、以前行われた伊能ウオークのように会員が一堂に介して協力し合い、その意識を高め、将来の目標を語り合うといったような事業は困難な情勢となっております。会務に関してもインターネットを介したオンラインによる会議を否応なく受け入れざるを得ない状況ですし、配信による研修も慣れない状況のなかで準備し実施しております。このようなシステム導入は当然良い面もありますが、そうでない部分も段々と見えてくるようになってきたと感じますが、今後もこの影響は長く続くと考えられます。



このような中ですが 70 周年記念誌を取りまとめ、皆さまのお手元にお届けすることができました。我が会の 70 年間のあしあとを記録として残しました。そして、平成 30 年度に実施した定例研修会『温故知新』を掲載させていただきました。諸先輩方の『土地家屋調査士』にかける思い、エピソードが熱く語られております。これからの土地家屋調査士制度が進んでいく道のりは決して平坦なものであるとは限りません。この機会に決して平坦ではなかったこれまでの歩みを振り返っていただくとともに、熱い思いを次の世代に繋ぐためにも、ページを開いてご確認いただけたらと存じます。

最後 70 周年記念誌作成にあたり、ご協力いただいたすべての関係者の方々に感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

会 長	伊藤 直樹
広報部副会長	玉田 智久

ホームページリニューアルのご案内

本年4月1日から愛知会のホームページをリニューアルします。

コロナ禍でのオンライン対応や作業の効率化に加えてスマホ対応を目指したリニューアルです。

3月30日から閲覧できますが細かな修正を行いながらの運用となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

準備作業が整い次第、通知しますのでしばらくお待ち願います。



愛知県土地家屋調査士会の新しいホームページ

事務局からのご案内

4 月の予定

- 4 月 2 日 総務財務部会、企画部会、
 広報部会
 5 日 事前監査
 7 日 研修部会
 8 日 常任理事会
9、10 日 新入会員業務研修
 14 日 監査会
 15 日 支部総会（豊田）
 16 日 支部総会（一宮、新城）
 19 日 理事会
 20 日 支部総会（名古屋北）
 21 日 支部総会（熱田）
 22 日 支部総会（名古屋東、知多）
 23 日 支部総会（名古屋西、岡崎、
 昭和、東三）
 28 日 年次研修準備委員会

3 月入会者

なかむら な お こ
中村 奈央子 (知多支部)
愛知第 3048 号
〒 478-0001
知多市八幡字深山口 50 番地 100
TEL 0562-34-0566
FAX 0562-77-9329

わたせ しんすけ
渡瀬 真輔 (熱田支部)
愛知第 3049 号
〒 456-0051
名古屋市熱田区四番一丁目 16 番 16 号
TEL 052-875-9028
FAX 052-875-9027

たなか しんじ
田中 真治 (名古屋西支部)
愛知第 3050 号
〒 451-0031
名古屋市西区城西三丁目 19 番 1 号
TEL 052-522-2216
FAX 052-528-5802

ながた あつし
永田 敦士 (熱田支部)
愛知第 3051 号
〒 458-0004
名古屋市緑区乗鞍二丁目 233 番地の 1
TEL 052-888-0409
FAX 052-888-0409

つかもと かねゆき
塚本 兼之 (名古屋北支部)
愛知第 3052 号
〒 486-0927
春日井市柏井町 2 丁目 59 番地
TEL 0568-31-7268
FAX 0568-31-4509

いしざき ひろあき
石崎 洋昭 (名古屋北支部)
愛知第 3053 号
〒 460-0003
名古屋市中区錦三丁目 6 番 35 号
WAKITA 名古屋ビル 7 階
TEL 052-212-9076
FAX 052-212-9077

とりい りゅうしろう
鳥居 隆志郎 (昭和支部)
愛知第 3054 号
〒 468-0053
名古屋市天白区植田南二丁目 123 番地
TEL 052-825-3520
FAX 052-825-3521

かとう かずひこ
加藤 和彦 (名古屋北支部)
愛知第 3055 号
〒 462-0856
名古屋市北区芦辺町三丁目 5 番地 6
TEL 052-914-9419
FAX 052-914-6561

そ ぶ え か ず あ き
祖父江 和瑛(岡崎支部)

愛知第 3056 号

〒 444-0222

岡崎市二軒屋町 1 丁目 8 番地 2

TEL 0564-43-5946

FAX 0564-43-6399

み う ら ゆ う き
三浦 祐紀(名古屋西支部)

愛知第 3057 号

〒 490-1111

あま市甚目寺稻荷新田 14 番地 1

TEL 052-444-5592

FAX 052-443-0127

退会者

杉浦 修(岡崎支部)

愛知第 1743 号/昭和 55 年 11 月入会

藤田 典久(昭和支部)

愛知第 2198 号/平成 7 年 9 月入会

白井 俊光(東三支部)

愛知第 2861 号/平成 26 年 6 月入会

竹内 眞澄(知多支部)

愛知第 2328 号/平成 11 年 6 月入会

事務所変更

伊藤 勇樹(岡崎支部)

愛知第 2296 号

〒 444-0059

岡崎市康生通西三丁目 5 番地野畑証券第 2 ビル

TEL 0564-73-7299・FAX 0564-73-7399

事務局職員の退職

本年 2 月 28 日をもって、職員の伊藤瑛美さんが退職されました。

正村 悠記(昭和支部)

愛知第 2944 号

〒 464-0848

名古屋市千種区春岡一丁目 3 番 6 号

TEL 052-734-3713・FAX 052-761-2157



編集後記

今年の桜の開花予想が 3 月中旬、満開予想が 3 月後半でしたので、4 月号が発行される頃には桜が満開ではないでしょうか。今年も名城公園や鶴舞公園で花見というわけにはいかないかもしれませんが、インターネットで調べてみると車で走行しながら満開の桜を楽しめるスポットが結構見つかります。私は主に三河地区で仕事をしていますが、この時期になると少し遠回りをしてでも車で通行したい桜並木通りを数か所知っています。土地家屋調査士という職業は街中から山道まで色々な所を走行しますので、会員の皆さまのなかにはそのような場所を知っている方は多いのではないのでしょうか。コロナ禍で外出自粛がまだ続くのであれば、会員の皆さまの情報をもとに「調査士さくらマップ」なんか製作しても面白いかもしれませんね。

(広報委員 文字隆浩)

■ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

■発行人/伊藤 直樹

■発行所/愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目 2 番 25 号 TEL 052-586-1200

会費引落とし金額のお知らせ

令和3年度前期分会費金額は**9万円**です。

令和3年4月21日(水)に引落としとなりますので、ご用意をお願いします。

なお、口座から引落としができなかった場合は、事務局からの連絡により、本会の指定する口座へお振込みいただくこととなります。

※ 「減額申出書を提出され認められた方」・「法人社員」・「使用人調査士」の方々は**後期分(10月)の引落としの際に一年間の減額分を差し引いて**引き落としいたします。

会員種別		4月引落とし額	10月引落とし額
個人会員	減免(月額－3,000円)	90,000	54,000
	減免(月額－1,000円)	90,000	78,000
	減免なし	90,000	90,000
法人会員		90,000	90,000
法人社員		90,000	54,000
法人使用人調査士		90,000	54,000